

木津川市告示第111号

木津川市事業用車両原油価格高騰対策支援金交付要綱を次のように定める。

令和4年8月31日

木津川市長 河井 規子

木津川市事業用車両原油価格高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、原油価格高騰の影響を直接的に受ける事業者の負担を軽減し、経営の継続を支援することを目的として、木津川市事業用車両原油価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、木津川市補助金等の交付に関する規則（平成19年木津川市規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 住所 次のいずれかのことをいう。
 - ア 中小企業にあつては、本店の所在地
 - イ 個人事業主にあつては、個人の住所地
- (3) 事業所 次のいずれかのことをいう。
 - ア 支店

- イ 営業所
- ウ 工場
- エ 作業場
- オ その他市長が特に認めるもの

(3) 普通自動車 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する普通自動車又は小型自動車

(4) 軽自動車 道路運送車両法施行規則別表第1に規定する軽自動車のうち、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）以外の自動車及び被けん引自動車（交付対象者）

第3条 支援金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、令和4年9月1日（以下「基準日」という。）において、市内に住所又は事業所を有する中小企業等及び市内に住所を有する個人事業主であつて、事業の用に供する車両を有し又は使用しているものとする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに規定する者は、交付対象者としな

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行う者

(2) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体

(3) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体

(4) 個人又は法人の代表者、役員、従業員等が、木津川市暴力団排除条例（平成24年木津川市条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第5号に既定する暴力団密接関係者（以下この条において「暴力団関係者」という。）に該当する者

(5) 暴力団関係者が経営に事実上参画している者

(6) 次のいずれかの事業を営んでいる者

- ア 農業

- イ 林業
- ウ 漁業
- エ 障害福祉サービス事業
- オ 障がい児通所支援事業
- カ 福祉有償運送事業
- キ 介護又は介護予防サービスを提供している事業

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとするもの
(支援金の額)

第4条 支援金の額は、交付対象者1人につき、基準日において有し、又は使用する車両1両当たり、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、5万円を上限とする。

- (1) 普通自動車 11,000円
- (2) 軽自動車 3,000円

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる支援金の対象となる車両を除く。

- (1) 京都府タクシー事業者原油価格高騰対策支援金
- (2) 京都府トラック協会原油価格高騰対策支援金
- (3) 京都府バス協会原油価格高騰対策支援金
- (4) 京都府軽貨物運送事業者原油価格高騰対策支援金

3 この告示による支援金の交付は、交付対象者1人につき1回限りとする。

(申請受付期間)

第5条 支援金に係る申請受付期間は、この告示の公布の日から令和4年11月30日までとする。

(支援金の交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業用車両原油価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に次に掲げる必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業用車両原油価格高騰対策支援金交付申請兼請求に係る誓約・同意書（別記様式第2号）

- (2) 第3条の要件を満たしていることを証するもの
 - (3) 事業の用に供する車両の自動車検査証の写し
 - (4) 振込口座がわかるもの
 - (5) その他市長が特に認めるもの
- 2 申請者は、正当な理由により前項各号に掲げる書類を提出できない場合は、市長が別に定める書類を提出するものとする。

(交付及び交付給の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、速やかに内容を審査し、その結果を事業用車両原油価格高騰対策支援金交付（不交付）決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知し、交付が決定したときは、当該支給対象者に支援金を交付する。

- 2 市長は、前項の規定により支援金の交付を決定する場合で、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(支給の取消し及び返還)

第8条 市長は、交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次のいずれかに該当すると認めたときは、支援金の交付を取り消し、返還を命ずることができる。

- (1) 交付の要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 虚偽その他不正の手段により支援金の交付決定又は交付を受けたとき。
 - (3) 法令、規則又はこの告示に違反したとき。
 - (4) その他市長が不適正と認めたとき。
- 2 市長は、交付決定者が前項各号の要件に該当することが疑われる場合は、提出された申請書類等について再審査を行い、調査を開始することができるものとし、調査に必要な関係書類等の提出及び事情の徴取等を求めることができるものとする。
- 3 交付決定者が前項の調査を受ける場合には、これに誠実に応じるものとし、既に交付した交付金について調査を行う場合も同様とする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。